

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）

（機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 28 年 11 月分（11 月 30 日現在）

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況	発生場所
1	H28. 11. 2	周辺監視区域境界柵 （発電所敷地における 境界柵）	周辺監視区域境界柵において、発電所 への立入を制限することを示す標識が 一部外れてなくなっていることをパト ロール中に確認した。このため、紛失 した箇所への標識の取付けを行った。 原因調査の結果、標識を留めている針 金が腐食劣化したことにより、当該標 識が外れたものであった。	処置済み	屋 外
2	H28. 11. 5	エリア放射線モニタ設 備 （エリアの放射線を連 続的に測定・監視する 設備）	原子炉建屋のエリア放射線モニタにお いて、放射線量の指示値が測定範囲の 下限を示す警報が発生し、即復旧した。 調査を行ったところ、エリア放射線モ ニタ指示値が、通常よりもわずかに低 くなっていたため、当該モニタの点 検・調整を実施し、復旧した。 原因調査の結果、機器に備え付けてあ る出力調整用線源の放射線量に応じた 調整が不十分であったことにより、本 事象が発生した。 このため、出力調整用線源の減衰に応 じた機器の調整手順を明確にした。	処置済み	中 央 制 御 室
3	H28. 11. 5	原子炉補機冷却水設備 （原子炉補助設備に冷 却水（非放射性）を供 給する設備）	原子炉補機冷却水設備において、放射 線モニタ記録計が停止していることを 確認した。 原因調査の結果、当該記録計の電源ユ ニットの故障が確認されたため、電源 ユニットの取替えを実施し、復旧した。	処置済み	中 央 制 御 室

4	H28. 11. 14	給排水処理設備 (発電所にて使用する 純水等の製造および、 非放射性排水を処理する 設備)	給排水処理設備のうち、ろ過器処理水を一時的に貯水するための処理水槽において、水位計の定期点検を実施したところ、計器が管理精度を満足していないことがわかった。 <u>当該事象発生の原因について、調査を実施したが、原因箇所を特定するには至らなかったことから、一過性の事象と判断し、計器の取替えを行い、復旧した。</u>	<u>処置済み</u>	屋 外
5	H28. 11. 14	給排水処理設備 (発電所にて使用する 純水等の製造および、 非放射性排水を処理する 設備)	給排水処理設備のうち、2系統ある純水装置のうち1系統において、イオン交換樹脂塔の入口弁の開操作を行ったところ、弁が全開しないことを確認した。このため、当該弁の取替えを行い、復旧した。 <u>原因調査の結果、弁駆動部のガスケットの劣化により、動作不良が発生したものと推定した。</u>	<u>処置済み</u>	屋 外
6	H28. 11. 21	屋外配管凍結防止設備 (配管の凍結を防止するための設備)	海水熱交換器建屋内に設置している屋外配管凍結防止用設備の配管表面温度記録計において、記録計の収納扉を開閉した際に、収納扉が外れて落下し、破損した。 原因調査の結果、扉開閉時の衝撃により当該扉のフレームが破損し、当該扉が外れて落下したものと推定した。 このため、当該扉のフレームについて、樹脂製のフレームから強度の優れた金属製のフレームに交換し、復旧した。	処置済み	海 水 熱交換機 建 屋
7	H28. 11. 25	放射性廃棄物処理設備 廃スラッジ系 (浄化処理に用いた使用済樹脂等の廃棄物を収集し、処理するための設備)	放射性廃棄物処理設備の廃スラッジ系において、固化処理設備新設工事を実施していたところ、浄化系沈降分離槽廻りに新たに設置した配管の洗浄に必要な洗浄水の流量が不足していることを確認した。 調査の結果、配管の口径が小さい箇所があったことにより、流量が不足していることを確認した。このため、当該箇所を口径が大きい配管に交換し、復旧した。 本事象は、新たに配管を設置した際の流量の確認不足であったことから、既設配管からの供給量の確認を行うよう手順書に反映した。	処置済み	サービ ス 建 屋

- ・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。
※処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。
 - ・対応中　：要求事項を満足する状態に復旧中です。
 - ・補修済み・取替済み・復旧済み：要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後、原因調査、対策等を講じます。
 - ・処置済み：要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
なお、今後、水平展開について検討・対応します。

- ・今月の更新箇所は下線で示しています。